

令和6年度（2024年度）決算に係る資金不足比率について

1 概要

資金不足比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体が経営する公営企業ごとに算定する指標であり、この数値が経営健全化基準を超える場合には、経営健全化計画を定める必要があります。

2 結果

特別会計の名称	資金不足比率（％）	経営健全化基準（％）
病院事業会計	—	20.0

※資金不足がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

3 算定方法等

資金不足比率 ＝ （1）資金の不足額／（2）事業の規模

（1）資金の不足額

（流動負債－建設改良費等の財源に充てるための企業債）＋（建設改良費等以外の経費の財源に充てるための地方債の現在高）－（流動資産－控除財源）－解消可能資金不足額

（2）事業の規模

営業収益の額 － 受託工事収益の額